三　偽りその他不正の行為により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条の職業転換給付金、雇用保険法の規定による失業等給付若しくは育児休業等給付その他法令又は条例の規定によるこれらに相当する給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。ただし、やむを得ない理由があると認められるときを除く。

２　（略）

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成十二年厚生省労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（部局長） **第二条**　（略）	（部局長） **第二条**　（略）
（略）　（略） 職業安定局長　（略） 所掌事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に属する物品に係るもの（他の部局長の所掌事務を除く。） （略）　（略）	（略）　（略） 職業安定局長　（略） 所掌事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定に属する物品に係るもの（他の部局長の所掌事務を除く。） （略）　（略）

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職業訓練受講手当） **第十一条**　（略） 一～九　（略） 十　過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第十条第一項に規定する失業等給付、同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付若しくは同法第四章の規定により支給される給付金又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金若しくは職業転換給付金に相当する給付金その他職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって職業安定局長が定めるものの支給を受けたことがないこと。 ２～６　（略）	（職業訓練受講手当） **第十一条**　（略） 一～九　（略） 十　過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法第十条第一項に規定する失業等給付、同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付若しくは同法第四章の規定により支給される給付金又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金若しくは職業転換給付金に相当する給付金その他職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって職業安定局長が定めるものの支給を受けたことがないこと。 ２～６　（略）